

変動金利定期貯金規定（複利型）

（令和3年4月1日現在）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

この貯金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（スウィングサービス）

この貯金は、スウィングサービスの取扱いは行いません。

5.（利 息）

- （1）この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- （2）この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- （3）第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

① 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通貯金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通貯金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |